

市第 181 号議案 横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定

1 趣旨

配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員法に基づく「配偶者同行休業制度」を導入します。

2 配偶者同行休業制度の概要

(根拠法：地方公務員法第 26 条の 6 (H25. 11. 22 公布、H26. 2. 21 施行))

① 制度の概要	任命権者は、職員が申請した場合、当該職員が 3 年を超えない範囲内において外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするために休業（配偶者同行休業）をすることを承認することができる制度
② 休業の承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本市在職 2 年以上の一般職職員 ・公務の運営に支障がない ・勤務成績が良好 ・職務復帰後概ね 5 年程度の在職期間が見込まれ、職務復帰後に継続して勤務する意思があること 等
③ 休業の期間	3 年を超えない範囲内
④ 休業の対象となる事由	<p>配偶者が外国に滞在する事由が、6 月以上継続することが見込まれ、次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国での勤務 ・外国において個人が業として行う活動 ・外国の大学における修学 ・その他任命権者がこれらに準ずるものとして認める場合
⑤ 給与等の取扱い	
給与	休業期間中、給与は支給しない。
職務復帰後の給料の号給の調整	休業期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算し、勤務期間としてみなして号給を調整できる。
退職手当	休業期間は退職手当の算定の基礎となる在職期間から全て除算する。

3 施行日

公布日から施行します。

<参考> 配偶者の外国への勤務等に伴う本市職員の退職状況

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度※	4 か年合計
退職者数	1 人	2 人	2 人	2 人	7 人

※25 年度は上記のほか 2 人の職員から相談あり

横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例案の概要

第1条	(条例制定の趣旨) 地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業について必要な事項を定める。
第2条	(休業の承認) 任命権者が休業を承認する場合の要件を定める。
第3条	(休業の期間) 休業できる期間を3年を超えない範囲内と定める。
第4条	(休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由) 休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由を定める。
第5条	(休業の承認の申請) 承認の申請は、休業期間の初日及び末日並びに配偶者が当該期間中に外国に滞在する事由を明らかにしてしなければならないことを定める。
第6条 第1項 第2項 第3項	(休業の期間の延長) 第3条に規定する期間の範囲内において、休業期間の延長の申請ができることを定める。 休業の期間の再延長を認める特別の事情を定める。 休業の承認に関する規定を、期間の延長の承認についても準用することを定める。
第7条	(休業の承認の取消事由) 配偶者が外国に滞在しなくなった場合や配偶者が外国に滞在する事由が第4条に規定する事由に該当しなくなった場合などに休業の承認を取り消すことを定める。
第8条	(届出) 配偶者が死亡した場合や配偶者が職員の配偶者でなくなった場合など、休業している職員が任命権者に届出しなければならない場合を定める。
第9条	(職務復帰後における号給の調整) 休業した職員の職務復帰にあたり、当該職員の給料の号給を調整することができることを定める。
第10条 第1項 第2項	(退職手当の取扱い) 休業した期間は、横浜市退職手当条例に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当することを定める。 休業した期間は、横浜市退職手当条例に規定する在職期間から除算することを定める。
第11条	(委任) この条例の施行に関しその他必要な事項は、任命権者が定めることを定める。
附 則	1 公布の日から施行することを定める。 2 横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、市長が公表すべき事項の中に「職員の休業の状況」を加えるための改正を行う。 3 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例において、企業職員が配偶者同行休業をしている期間は給与を支給しないことを定めるための改正を行う。